

Weekly Report

第643日号
令和4年3月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

4月から拡充される「賃上げ促進税制」

今年度税制改正により、国内雇用者に対する給与等の支給額を増加させた場合の税額控除制度が拡充され、令和4年4月～令和6年3月までの間に開始する各事業年度(個人事業主は令和5年～令和6年までの各年)に適用されます。

◆大企業向け、中小企業向けの制度概要

◎大企業向け(資本金1億円超の企業等)……継続雇用者(当期及び前期の全期間で各月分の給与等の支給がある一定の雇用者)の給与等支給額が前年度比3%以上増加した場合に、雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%を税額控除します。また、前年度比4%以上増加した場合には25%の税額控除となります。さらに、教育訓練費が前年度比20%以上増加した場合は税額控除率が5%以上上乗せとなります。

なお、資本金10億円以上かつ従業員数1千人以上の企業は、従業員への還元や取引先への配慮の方針の公表が必要です。

◎中小企業向け(資本金1億円以下の企業等)……

雇用者全体の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除します。また、前年度比2.5%以上増加した場合には30%の税額控除となります。さらに教育訓練費が前年度比で10%以上増加した場合には税額控除率が10%上乗せとなります。

◆税額控除の上限について

上記の改正により、大企業向けは雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%、中小企業向けは最大40%の税額控除が可能になります。ただし、税額控除額には上限が設けられているため、法人税額(個人事業主は所得税額)の20%が限度となります。

所得税、個人消費税に係る振替納税の振替日

申告所得税及び個人事業者の消費税の納税は、預貯金口座からの振替納税が利用できません(贈与税は利用できません)。令和3年分の確定申告について振替納税を利用する場合、所得税は4月21日、個人消費税は4月26日が振替日です。

ただし、新型コロナウイルスの影響により期限(所得税は3月15日、個人消費税は3月31日)までの申告等が困難な場合は、4月15日まで簡易な方法での期限延長の申請が可能となっており、延長申請した方の振替納税については所得税5月31日、個人消費税5月26日が振替日となります。

なお、残高不足等で口座引落としができなかった場合は、延滞税を併せて納税する必要があります。

e-Taxの接続障害による対応

3月14日～15日にかけて、e-Taxの接続障害が断続的に発生し、ログインや送信ができないなどの事象が起きました。

国税庁は、接続障害で確定申告書等を3月15日の期限までに送信できなかった方の対応等を公表し、4月15日までは所定欄に「e-Taxの接続障害による申告・納付期限延長申請」と記載して提出することができるとなりました。

★3月16日の地震により、宮城県・福島県に災害救助法が適用され被災中小企業対策が行われます。